

第三十四回国会 衆議院 地方行政委員会 會議録 第二十六号

昭和三十五年四月二十六日(火曜日)

午前十時五十九分開議

出席委員

委員長代理 理事 藤原 彌三君

理事 飯塚 定輔君 理事 田中 榮一君

理事 吉田 重延君 理事 加賀田 進君

理事 阪上 安太郎君 理事 門司 亮君

相川 勝六君 龜山 孝一君

川崎 末五郎君 高田 富興君

三田 村武夫君 山崎 巖君

太田 一夫君 川村 健義君

佐野 憲治君 野口 忠夫君

安井 吉典君 大矢 省三君

出席政府委員

警察庁長官 柏村 信雄君

警察庁保安局長 木村 行藏君

警察庁保安局長 木村 行藏君

委員外の出席者

警視庁保安局長 内海 倫君

運輸事務局 梶本 保邦君

建設事務官 前田 光嘉君

道路局長 前田 光嘉君

専門員 圓地 幸四郎君

四月十九日

委員加藤精三君及び三田村武夫君辞任につき、その補欠として今松治郎君及び中川俊思君が議長の名で委員に選任された。

同日

委員今松治郎君及び中川俊思君辞任につき、その補欠として加藤精三君

及び三田村武夫君が議長の名で委員に選任された。

四月二十日

消防法の一部を改正する法律案(内閣提出第八二号)(参議院送付)

同日二十一日

全日制市町村立高等学校教職員の退職手当全国通算に関する諸願(水谷長三郎君紹介)(第二六一四号)

道路交通法の改正に関する諸願(門司亮君紹介)(第二六一五号)

毎日新聞社暴力事件に関する諸願(石川次夫君紹介)(第二六一六号)

古物営業法の一部改正に関する諸願(田中伊三次君紹介)(第二六一八号)

故障車及びそのけん引標示に関する諸願(吉田重延君紹介)(第二一九〇号)

農業協同組合に対する事業税等の課税に関する諸願外一件(田中武夫君紹介)(第二七六二号)

は本委員会に付託された。

本日の會議に付した案件

道路交通法案(内閣提出第五八号)(参議院送付)

○續編委員長代理 これより會議を開きます。

濱地委員長には病氣のため本日出席できませんので、その指名によりまして私が委員長職務を行ないます。

道路交通法案を議題にいたします。議事進行に關し発言を求められております。この際これを許します。三田村武夫君。

○三田村委員 本日の議題になっております道路交通法案でございますが、これは委員各位の御承知の通り道路交通の秩序を正す非常に重要な案件でございます。まして、もとよりわれわれはできるだけ完全なものにして、すみやかに成立をしたいと思います。意図には変わりありませんが、この道路交通法案によつて規定されるものは、道路交通行政上の秩序を正すこととございまして、その道路交通上の秩序を正す前提というべき多くの問題、たとえば道路政策の問題、あるいは運輸政策の問題、交通政策の問題、そういった前提になるものの具体的、総合的な計画と申しますか、それを正すことが道路交通の秩序を正す前提になるというございまして、従いまして、この道路交通法の意図、目的とするものを完璧ならしむためには、どうしても道路政策、運輸政策、交通政策、総合的なものを、私は十分きわめておくことが必要だと考えるのでございまして、もとより当委員会においても、同僚委員諸君から、すでにそういった面の発言がなされておるのでございしますが、どうぞ一つ委員長においても、こういふ点を十分御考慮の上、この委員会の進行についてお取り計らいをお願いいたします。でございます。私も全般的な総合質問を、まだ残しておるのでございしますが、その総合質問をやるためには、どうしても今申し上げましたように、道路政策、交通政策、輸送政策、そういったものを担当しております関係官

庁の責任ある人々が当委員会に席を連ねて、十分御意見を伺いたいのでございします。これをまずその前提に申し上げておきます。

それから、先日も警視庁の交通部長の案内で東京都内の交通情勢を視察してきましたのでございしますが、当委員会でもしばしば問題になっております道路工事でございます。これも今のような状態でございます。警視庁からいただいた資料によりますと、警視庁管内延長九千キロの中で、三十四年中に道路工事が行なわれたのが三千七百キロ、約三分の一以上の道路工事が行なわれておる。そういたしますと、三分の一以上は交通の制限を受けておる、こういうことになりました。これなんかもまあ無秩序、あまりにも無計画で、言ってみれば交通妨害をやつてゐるもの、道路工事だというやうな感なきを得ないのであります。こういう点を十分正しておきませんと、道路交通法を成立せしめただけでは、私は実際にその目的は達成し得ないと考えるのでございします。この道路工事を施工する官庁にいたしましては、あるいは電話線を敷く官庁、これは電電公社もありまして、郵政省もありまして、またガス、水道、あらゆるそれぞれの機関がそれぞれ別個の立場から工事をやる。こういう無秩序、無計画なことでは、私はどうして道路交通の円滑は期し得ないと思ふのであります。こういう点を十分、責任ある人々の出席を求めて、その方針をただしておきたいと思ふのでございします。

また路面の使用も、この間警視庁で見たのであります。何と申しますか、道路交通法上の治外法権区域があるような感もいたします。めちゃくちゃに路面が使用されている。こういうことは、ただ法律上の秩序を正すだけでは、目的は達成し得ない。こう思われますので、こういう点を、そのよつて来たところを十分実態についてただしておることが必要だと思ひます。

また先般の委員会でも同僚の委員から発言がございましたが、自動車の激増です。先日も警視庁で言つておりました。昭和四十年には倍になる。百万台をこえるであろうということでありまして、しかも路面は一つも延びていない。路上に自動車のみはならんいたしまして、どうにも取捨がつかぬということが目の前にあるとするならば、この問題をどう正していくかということも、根本の問題として十分検討を加える必要があると思ひます。

そういう点を当委員会が十分きわめておくことが、本法案をしてその目的を達成せしめる基本的な条件だと思ひますから、どうぞ一つ委員長におかれましては、同僚委員とともに、この委員会の議事の進行について、今私の申し上げたことを十分御勘案の上、この委員会の進行を進められんことを切望いたします。

○續編委員長代理 ただいま三田村委員から議事進行についての御意見がございましたが、御説の通り、きわめて根

本的な重大な問題についての御意見のようであります。当委員会の運営に對しましては、そのつど理事会等にも打ち合わせまして、御趣旨に沿うような形で委員会の運営をいたしたいと考えております。御了承願います。

これより質疑を継続いたします。川村委員。

○川村委員 提案されております道路交通法について数点お尋ねをしておきたいと思ひます。この法案が参議院で先議されました、今こちらの方に回ってきたわけでありますが、二月十八日参議院で提案理由の説明がありまして、三月三十日参議院の委員会を通過するまで、相当長い間参議院において慎重に、実に徹にわたりましたこと、ここに検討され、審議されたことについては、われわれもその経過を聞いておりました、その委員の御努力に感謝しておるわけであります。当局が今日の日本の交通の混乱している状態に對処して、あるいは交通事故の激増しているこの状態を防止したいというような配慮から、数年の研究を経てここに改正案を提出されたことについて、非常にわれわれとしても敬意を表しております。ただ、今回この法案ができましたけれども、はたして日本の今日の道路交通全般の状態から見ても、この法案がかりに実施されるといふ段階になりましたら、われわれが憂えておるところの状態が緩和できるか、こういうことを考えてみると、どうも明るい気持ちになり得ないのであります。私がよくどくどく申し上げるまでもなく、警察庁から提出なさっているいろいろの交通事故の統計資料を見ましても、あるいは警視庁からもらった統計資料を見まし

ても、実に今日の状態は、はたしてアワを生ずるような思いさえたしてあります。ところが、これがただちに警察当局の努力によって、取り締まりがきびしくなったからといって、どうも緩和され救済できるものではないような気がいたします。今三田村委員から議事進行の中でお話がありましたように、道路交通行政そのものに根本が大きく横たわっていると考えられるのでございまして、何といつてもこれは運輸、建設等々、総合的な道路行政というふうなものが確立しなければ、この問題は解決できないのじゃないかと考えておるわけであります。従つて私といたしましては、この後、関係当局がそのような方向で十分な連絡、協議のもとに、あるいは強力なる総合機関等を作つて、この問題の解決に善処されることを希望してやまないものであります。しかし、かといつて、今日のこの日本のおおるべき交通状態をそのまま放置しておくわけに参りませんので、私たちはこの提案されております道路交通法について十分検討を加えまして、よりよい法律として生み出していかねければならぬという責任もまた強く感じておるわけであります。

そこで、お尋ねすることについて、どうぞ当局の意のあるところは十分お話しおきいただきたい。私たちがお尋ねしておることに、ただ単に、何と申しましようか、俗にいう低姿勢というふうなお答えでなくて、われわれの尋ねておるお答えについて、不備な点や、あるいは考え方の違つておる点があつたら強力に発言していただきたい。その点はこうだといふようなことを示していただきたい。それらを通じ

て、一般国民が十分この道路交通法の趣旨を納得し、これが実施されたときに、完全なる運営ができるように望んでやまないものであります。

そこで、まず第一点としてお尋ねいたしますことは、きょうは委員長が局長官にお尋ねいたしますが、道路交通法の提案理由の説明をお聞きすると、冒頭に次のようなことが述べられております。今日の道路交通の状態は、異常なまでに発展、変貌を遂げて、しかも近い将来におきましてさらに一層その複雑と困難が加わることが予想される状況にある。このような実情に對し、現行法令の規定では、すでに種々の点で不十分なことが痛感されるのみならず、今後の交通事情の変化にはとうてい對処し得ないものと判断されるに至りましたので、今回同法及び同法施行令について全面的に検討を加え、新しい時代に即応した道路交通の基本法としてこの法律案を立案いたしましたものであります。このように述べられております。そのお考えになつております趣旨には賛同いたしますが、今までの道路交通取締法といふもの、あるいはその政令といふものに大検討を加えられて、いわゆる道路交通の基本法としてこの法律を制定されたというお考えに立つておられますが、基本法とは一体どういふものであるか、この点をいさ少し明確にお示しおき願ひたい。基本法とは何ぞや。つまり、ただ政令あるいは法律をあわせて大改正したというようにしておられるように名称を交通法と改め、あるいは法の目的に交通の円滑をはかるというふうな趣旨を積極的に挿

入したといふようなことが基本法として考えられた大きな理由でありますか。その点を初めに聞かせをいただきたいと思ひます。

○柏村政府委員 ただいま川村委員からいろいろ御懇切なお話がございまして、私も一年有余にわたつて検討いたしました結果、現状打開の一方策といたしまして今回のこの道路交通法を提案いたしましたわけでございます。ただいまお尋ねの基本法とは一体どういふことかといふことでございまして、が、もちろん先ほどお話しのように道路交通についての根本的な解決と申しますか、打開策といひまして、単に警察で受け持つております道路交通の規制、あるいはこれに伴う指導というふうなことだけに伴つて問題がすべて解決いたしますわけではございません。大きく申しますれば、道路の新設、改善がもちろん基本に相なると思ひます。またその他の交通機関、鉄道であるとか、バスであるとか等について、道路交通との調整というふうな点についても十分に考えられなければならぬ点でありまして、参議院におきまして御審議いただきました過程におきまして、そういう点が非常に強く要望と申しますか、御意見があつた次第でございまして、附帯決議にも、そうした総合行政に對する強力な機関を設け、運営の妙をはかるべきであるという趣旨のことが申されておるわけでございます。われわれといたしましては、これを大にいたしましては政府関係各機関、またその総合的な協力態勢と申しますか、調和という点に今後とも大いに力を入れていかなければなら

りませんし、また一片の法律によつてそれが出されたからうまくいくというわけではございませんので、広く民間の協力、理解を深めて参らなければならぬと思ひわけでございます。少なくとも警察で担当しております道路交通の実態に即しまして、今回の法律のは、単に取り締まりを厳重にするとか、あるいは規制を強化するということにとどまらず、すべてそういうものを総合いたしまして、これは条項によつて御承知のことではあります。が、あらゆる面についての改正、単に現行の法律、政令を部分的に改正したというだけじゃなくて、これを総合的に統合し、道路交通についての目的にうたわ

れておるお題目だけに限らず、先ほど申し上げましたような広い視野からの道路交通についての問題を前提として、それに應じて道路交通についての基本的な制度を考へるということに重きを置いたわけでございます。基本法と申しまして、そういう意味におきまして、道路交通の全般をこれによつて全部カバーするといふ趣旨ではございせんけれども、少なくともそういう総合行政というものを前提にしつつ、道路交通についての考へ得る取り締まり、規制、指導、また民間の理解を考へて、これを守つてもらうことによつて、いわゆる国民的な運動というふうなもの、盛んになることによつて、この法律がほんとうに生き、道路交通の安全、円滑ということに十分資するよう配慮いたしたいという趣旨において、基本法といふことを申し上げておる次第でございまして。

○川村委員 御趣旨はよくわかりま

す。そういうような心持で基本法とい

うような法体系を整備しようというこ

とで非常な努力をなさっておられると

いうことはわかりますけれども、だん

だん質疑等にも現われておりますよう

いせんが、この道路交通法に関する

限りは、今これにさらにつけ加えてこ

の中に規定しようというものは、私ど

も持っております。しかしながら、

他の運輸行政あるいは建設行政等につ

いて、できるだけすみやかに整備をし

案の中に生かされておると思つてお

ります。ただ、まだまだわれわれが考

えてみると、もうちょっとそういう点

は研究していただいた方がよかったの

じゃないかと思われる点がないでもあ

まして、私たちは九段宿舎から国会に

通っております。ところが、九段宿舎

から麹町を抜けてこちらに来るあの道

路に一つの例をとりましても、もうこ

こ二、三年間くらいになりましたよう

がございましたような決議に基づきま

して、三十三年には次官会議の申し

合わせによりまして、その線に従いま

して目下各地方及び中央に占用工事の

統制に関する連絡協議会を設けており

ます。この協議会におきまして、一定

の期間を限りまして、その期間内に行

なり各種の道路工事及び占用工事につ

いて、施行の方法あるいは施行の時期

その他につきまして十分調整をいたし

ております。その協議会におきまして

は、道路管理者、あるいは使用機関、

あるいは関係の企業者、こういうもの

が集まりましてできるだけの調整を行

なっております。

ただ最近特に諸般の建設がふえてき

まして、都市の機能の増大に関連し

て、あるいは建築物ができてくる、あ

いはいるような電線その他を新たに引

いてくるというような関係で、一定期

間一つの通路を全然占用せまいとい

う強い規制を設けるならば、あるいは

その期間につきましては占用工事に

よって道路交通に支障を及ぼさない

ということもできるでありまして、け

れども、やはり一般の生活の利便を考

えて、あるいは建設の状況を考えまし

て、これを全面禁止というわけにもい

きませんので、できるだけ調整をして

おります。ただいまお話しのように

に、場所によりましては相当な交通の

支障を来たしておる状況でございます

す。

しかしながら、この道路交通法の御

審議に関連いたしまして、各方面から

もやはり掘り返し規制について一応強

力な指導をすべきであるという御意見

も従来拝聴いたしておりますので、さ

らにその後の実情を検討いたしまし

た。

○柏村政府委員 ただいま御指摘のよ

うに、また先ほど私が申し上げました

ように、総合行政にからめまして、で

き得べくんばこれと同時に法体系を整

えたいというものがなければならな

いせんが、この道路交通法に関する

限りは、今これにさらにつけ加えてこ

の中に規定しようというものは、私ど

も持っております。しかしながら、

他の運輸行政あるいは建設行政等につ

いて、できるだけすみやかに整備をし

ていただきますし、そういうものについ

ては、私どもまた皆様の御努力を得

まして、できるだけ推進いたして参り

たいというふうに考えている次第でござ

います。

○川村委員 それでは私こういう点は

この道路交通法の中に取り上げられる

必要はないのかどうか、少し具体的に

一、二お聞きしたいと思っておりますが、今

亀山委員から、長官はきょうは大へん

大きな問題が起きておるので本庁にお

帰りになつていただいた方がよいの

ではないかというお話がございました

ので、私もそれに率直に同意をいたし

ておりますから、長官にお聞きするこ

とはあると思っておりますけれども、あ

とはあると思っておりますけれども、あ

とはあると思っておりますけれども、あ

とはあると思っておりますけれども、あ

て、近く各関係の知事なりあるいは地方建設局に對しまして、掘り返し規制について一そう強力に実施をするように、あるいは具体的に道路工事の施行につきまして、埋め戻しの工事に引き続き、舗装工事をするとか、あるいは工事に関連してなるべく機械化施工を用いまして、なるべく早く工事を終わるよう、あるいはまた工事を実施するに際しましては、できるだけ夜間等交通の支障のないときを選んで、一般の交通にできるだけ支障を及ぼさないように十分注意するようにという趣旨を嚴重に通達いたしまして、ただいまお話し、占用工事による交通支障のなるべく少なくなるようにと努力したいと思っております。

○川村委員 お考えは大へんけつこうのようであります。もちろん私たちがろうとの目から見ても、電気会社がやる仕事、水道のやる仕事、あるいはガス会社がやる仕事、なかなかやばりむずかしいと思ふんです。配線、配管等が必ずしも一致しているところだけではないでしよ、あるいは工事をやらなければならぬ経過年数とか、そのほか新設とか、いろいろ考えて参りますと、非常にむずかしいことだと思ひます。しかし私がさっきちよつと例をあげましたように、九段から国会に参りますあの麹町の道路なんか一本線、ガスがやったかと思ふと水道がやる、水道がやって埋めたかと思ふとまた電気がやる。こういうことで、同じ路面の下を同じような形態で掘り返して工事をやうては埋め、そのあとまた掘り返すというよりなことは、これはやはり私は行政の力で、またそれぞれの業者あるいは管理者等の

十分なる連絡協議によつて、やううと思へばできるものだ、こう考へるわけなんです。大へんむずかしいことだと思ひます。しかしそれをやうてもらわなければ、こういう道路交通法等ができましても、やはり交通の安全を保つという目的は達せられないのじやないか。特に東京都のごときものすごい車で交通が混雑しておるところでは、なおさらそういうことであらうかと思ひます。今お話を承りますと、趣旨としては大へんりっぱにお考えいただいておるようでございますけれども、それをやはり早急に生かしていただくというところを、関係当局と十分連絡の上によつていただくことをわれわれは希望してやみません。こういう問題については、専門的に掘り下げていきましますけれども、まず大ざつぱにお聞きをして、善処を願うわけでありま

す。そこで警察の方にお尋ねいたしますが、七十七条一項において、「道路において工事若しくは作業をしようとする者又は当該工事若しくは作業の請負人」は許可を受けることになつて出てくるわけでありま。今私が申し上げましたようないわゆる無統制な工事をやらせない、あくまでも統制のもとにそういう工事をやらせようというところを考へて参ると、この道路における工事もしくは作業をしようとする者が許可を得ることになりますと、現状においては、私たちが希望しておるような調整ある工事、統制ある工事はできやうにないと思ひますが、この点はどうお考へになつておられますか。

○木村(行)政府委員 ただいまの問題につきましましては、確かにここ数年來非常に悩んでいる問題でありまして、特に調整につきましましては、中央に中央連絡協議会なり、地方には地方連絡協議会がありまして、それぞれ連絡協議をいたして、できるだけ調整をいたすことになつておりますけれども、現実において、連絡協議会に受け付けをいたされた件数の中で、実際に調整をかつちりいたしておる実績は一割足らず、正確に言いますと七割か六割くらいであります。調整というものは、現実においていろいろな問題がありまして、なかなか困難な点が介在しておるわけでありま。しかし、それだからといって、現状の交通事情は非常に危険であります。まことに渋滞しておるきましましては、たゞは警視庁などにおきましては、積極的な一歩を踏み出していろいろやうております。たとえば最近では、東京都の特に建設局あるいは地下占用の各企業者と協定したしまして、掘り返し工事については若干のものには許可を与えないというよりな基準を協定いたしております。たとえば高級舗装道路につきましましては、その舗装道路が建設された後五年以内は掘り返し工事については警察では許可を与えない、あるいは中級の舗装道路につきましましては、建設後三年以内、あるいは簡易舗装道路につきましましては一年以内は、警察署長は道路占用の許可を与えないというよりな具体的な協定をいたしまして、おおむねその方向で努力いたしておるわけでありま

す。○川村委員 先ほどの道路局次長のお話、あなたの今のお話を聞いてみますと、大へん努力していただければ、こういうような障害は逐次解消されていくような希望は持てるわけなんです。そこで率直にお尋ねいたしますが、そういうような道路占用工事等についての調整、道路交通面から考へた調整というその力を發揮させるために、この道路交通法の中にそういう何かを規定するということは無理なものでございませうか、あるいはやううと思へばそういう調整力を發揮できる規定がございませうか、その点はいかがでしよ。

○木村(行)政府委員 現在の行政機構の建前上、それぞれ行政が分割されておりますので、たとえば国家公安委員会とか都道府県公安委員会が、何らかの形において、ほかの道路関係あるいは運輸関係の省に對しまして、総合的な立場から勧告権とでもいいますか、そういう形がなされ得るかどうかが、これらについては、実は研究いたしたところがありま。はつきり責任を持つてお答えできないと思ひます。

○川村委員 現在の行政の分野からいろいろ考へていくと、そういう調整機能を發揮できるよりな力をこの法案の中に見出すことは困難だ、こういうことだと存じます。しかし、これは私十分一研究してもらいたいと思ひますが、きょうの道路局の次長さんのお話、あなたのお話を伺つて、不可能であればあるほど、関係各省で行政的にこういう点が解決されるように努力していただかなければならぬ、こう思つております。そこで七十八条二項の許可の手續の問題でありますが、これは結局、道路法第三十二条第一項または第三項の規定の適用を受けるも

のは、当該道路の管理者を經由して行なうことができる。こういう規定であるし、そうでないよりなものについてはこれは警察署長のもとに許可証の申請を出す。こういう区分ができておるよう、私はちよつと法案を讀んだのであります。そのあとの方の七十八条二項関係の道路法に關係のある問題で「管理者を經由して行なうことができる」という表現、こういうような考へ方にお立ちになつた理由はどうかございませう。これを一つ話していただきた。

○木村(行)政府委員 たとえば一つの道路を工事をいたします場合に、片一方においては道路の使用という關係から警察署長の許可を受ける。また片一方においては、ただいまお話がありましたように、道路法三十二条の規定にございませうに道路を継続的に占用して使用する、こういう占用關係から管理者の許可を受けなければいかぬ。こういうことで、同じ人間が二つの申請をいたしまして、二つの許可をとるという場合に、できるだけ申請する側の便宜をはかりまして窓口を一本化したしまして、この規定の場合には、道交法の七十八条による警察署長の許可に關する申請についても、道路管理者を經由して申請してよろしいということ、事務の簡素化といひますか、申請する側の便宜を計らつたわけでありま。○川村委員 簡単に申すならば、申請者の手續等を繁雜にしないように、しかも道路法の精神を生かしていきたい、こういうことでございませう。

○木村(行)政府委員 はい。

○川村委員 そこでまた七十九条関係だと思ふのですが、同じような問題について管理者と警察当局が協議をするということになりますか、その協議の内容はどうかということになっておりますか。それから私が先ほどからお尋ねいたしてありますような、こういう手続によつていけば、無統制な占用工事等がある程度調整ができ、あるいは先ほど次長さんやあなたの方からお話がありましたような占用工事等が円滑に、しかも道路の危険を少なくして早く上げられるようなものになる力を出すものであるかどうか、その辺のところをちょっと話していただきたい。

○内海説明員 七十九条に道路管理者との協議という規定をいたしておるのであります。これは先ほど御説明しましたように、道路法三十二条に規定いたしております占用許可の対象のところにつきましては、警察署長の許可と道路管理者の占用許可と二つの必要となるわけでありまして、その場合に、それぞれがそれぞれの理由に基づいて許可を処理するわけでございます。この場合に二つの意見が勝手な形で、たとえば道路管理者の方は占用を許可するが、警察署長の方はこれを許可しない。こういうふうなことで、それぞれその許可する目的は異なりますが、同じ実態に対して一方の行政庁はこれを許可し、一方の行政庁はこれを許可しないというふうなことは、これは国民に対しては大へん迷惑をかけることになりまして、また行政目的を達成する上からも適当でございませんで、これを許可いたしません。路管理者と警察署長とが協議いたしま

して、意見一致したところでこれを許可しよう。そのかわり要望はそれぞれ付加していく、こういう効果を達成するのが七十九条の規定であります。そこで協議をいたします内容といたしましては、ごく基本的にはこれを許可するかしないかという問題であり、さらに要すれば期間の問題、あるいはた

とえば工事でありまして、その工事の方法等につきましても協議をいたすことになりかと思ひますが、基本的には出願に関する事項についてこれを許可するかしないかという問題に関する協議である、こういうふうな考えます。そこで、現行法におきましてもこれは現行法に基つておる規定であり、またその規定に基つて協議を行なつておるわけでありまして、この新しい法案におきましても同様の規定を踏襲いたしておりますが、私どもの考えます限りにおきましては、道路管理者と警察署長がそれぞれの立場、すなわち道路管理者としましては、その自分が維持管理いたします道路がある程度占用されるわけでありまして、その占用目的に合致するかどうかが、半面警察署長におきましては、その使用が交通の危険を生じ、あるいは交通の円滑を害することがないかどうか、そういうことについて十分に意見を出し合ひまして検討いたすわけでありまして、その結論としてこれを許可する、あるいはしないということになろうかと思ひますので、実際の交通の実情の上におきましては、さらに有効なものであらうと考えております。またこれを適切に活用していくことが最も大事なことである。こういう

観点から規定いたしておるわけであり

○川村委員 私は、初め長官にお尋ねして、基本法たるものの考え方を聞きて、今一つの占用工事についてお尋ねしたわけでありまして、道路交通法で、そういうような占用工事等の無統制な状態を調整させるというふうな権限を法律に与えるということ、非常に問題があるかと思ひます。たとえばちゃんと運輸省やあるいは建設省等で所管事項になつておる行政を、一本の道路交通法で縛り上げるということも、確かに問題だと私は思ふわけでありまして、しかし、今こういうような法案の内容をさらに検討して、できるだけの範囲内においてこういう占用工事等がスムーズに統制ある形において行なわれるということを道路交通法の上から考えるということが、道路交通基本法として見る場合には、どうせ取り上げなければならぬ大きな問題ではないか、こういう疑問を持つたからお尋ねしているわけでありまして、私がくどくど申し上げるまでもございませう、今日の日本の交通の状態というものは、道路を整備する、交通の環境をよくするといふことがなされなければ、道路交通の目的を達しない。こう思はれるのでございまして、これまでにもたびたび問題になつておりますように、道路舗装の問題、あるいは道路の幅員拡張の問題、あるいは道路の立体交差等の問題、こういうものを解決して初めて道路の交通の安全あるいは円滑なる交通を進めていくことになると思ひます。そのような意味から考えると、占用工事の問題は十分一行政力を発揮していただかなければ、こういう

ような法案ができて、うっかりするとたまたま罪を作る結果になりはしないか、こういうことをおそれるので、この点を一つ十分今後とも研究していただきたい、このように思つてゐるわけでありまして。

そこで第二点としてお尋ねすること、同じ決議の内容でございしますが、「交通環境の整備」という項目の中の三項に、「交通の妨害となるような広告物類については、必要な規制を行なうようにすること」、こういうことが決議に出されております。そこで今日皆さんからいただいておりますところの交通事故の資料、これは保安局からいただいた資料を見ましても、警視庁からいただいた資料を見ましても、実に膨大な交通事故でありまして驚くほどであります。これは一々私が資料について指摘する必要はないと思ひますが、これらの交通事故の中ではつきりしておることは、スピード違反というものが一番大きいわけでありまして、そこでスピード違反についてはいろいろの理由があると思ひます。そこでスピード違反を起す理由は、その根本は何なのか、それらをお考え下さつておると思ひます。それは、その中の中はやはりいたしたい。私は、その中にやはり広告物類等が交通規制の標識等をじゃまをして違反を起しておるといふ例もたくさんあると思ひますが、そういう点についてまずお話を願ひたい。

○木村(行)政府委員 スピード違反を起してゐる原因といふことは、その運転手のメンタリティ、心理といふものが、これにつきましてもいろいろあるかと思ひますけれども、まあ一つの点では、確かに法を無視するいわゆる順法精神に欠けてゐるという場合が顕著な例として、特に悪質な交通違反なり交通事故に出ております。それからまた、ただいま川村委員からお話がございしましたように、いろいろな道路標識、信号機などについて、それを妨害する、あるいはそれに類似した標識の効果を非常に害するものがある。道路環境について非常に不整備である。従つて運転者がスピードの規制の具体的な内容がはつきり見えないために、気づかないうちにうっかりスピード違反をしてゐるというのもあるかと思ひます。それ以外に、最近非常に問題になつておるような神風タクシニヤ、長距離トラックなり、砂利トラックのように、単に運転者だけのメンタリティでなしに、その背後に労働管理といふものが、無理にノルマをかせがしておるといふような背景がある場合があると思ひます。いろいろ問題がからんでおるもので、そういう申し上げかねますけれども、そういう状態ではなからうかと思ひます。

○川村委員 先ほど申し上げましたように、いろいろ都内の交通状況を見て、われわれ専門でありませぬけれども、これはこの前神風タクシヤの問題があつたときも、私は強く感じてお話ししたことがあると思ひますが、広告物等がやはりせつ々かの道路規制等の標識をじゃまをして、運転者がこれを誤るといふような事故、そういうものも非常に多いのじやないか、こういうふうに予測をいたします。そこで広告物の取り締まりといふことは、これらを規制するといふことは何と

なごういう繁華な町ではそれが必要じゃないか、このように思つておりました。ちょうどこの前視察に出かけましたときに大へんいい実例を見せてもらった。つまり電柱等に広告物等が張つてあるのを全部反対側に移す、あるいはその広告物を取り去るというような指導が行なわれていたのを見て、大へんうれしく思つたわけでありましたが、あれはやはり警視庁あたりの交通課等で行政的に指導なさつておられるのですか。あの段階に至つたところの一部分の町があるわけですね。そういう広告をなくしたりあるいは反対側につけるというような措置がとられておられるのですか、あれはただ行政的に指導されたのでございませうか。その点ちよつとお聞かせ願ひたい。

○木村(行)政府委員 あのことにつきましては、もちろん行政指導はいたしておりますけれども、それ以外に法的根拠をもちましてある程度規制の勵行をいたしておるわけでありませう。それは現行法の二十六条で、これは法案の七十七条に対応する先ほどの規定でございませうが、警察署長の許可を受けなければならぬ事項といたしまして、第四号に「道路において公安委員会の定める行為をしようとする者」というものが、警察署長の許可を受けなければならぬことになっております。東京都におきましては一年くらい前あるいは一年半くらい前かもしれせんが、はつきり覚えておりませんが、ごく最近に至りまして、広告物が運搬者の運搬に非常に妨害になる、標識を正確に見るのに非常に支障があるというやうないろいろな資料もはつきりいたしましたので、これに基づきまして、東

京都におきまして公安委員会規則を作りました、いわゆる道路標識に妨害になるようなものについての規制についての規則を作つた、この規則に基づいて指導いたしますか、規制をいたしておるわけでありませう。

○川村委員 公安委員会の規則が東京都にあるわけですか。そうしますと、もつと完全にやれるのではないかと私は今思ふのですがね。これはこの前見せていただいたのはごく一部分であります。ただあれが感じたのは、ずいぶんそういう乱雑な広告なんかがあるわけですね。規則があれば何かもう少しそういうのは強力にやれそうなのではないかと思ふのですが、その点はどうですか。

○内海説明員 ただいま局長の申しました点につきましては公安委員会規則を警視庁で作つたのであります。その内容といたしまして、まず道路を指定いたしました、特に交通の繁華な公安委員会の指定した道路において、しかも先般ごらん願ひましたやうな、その道路に面して取りつけられる、あるいは張られる広告物についての許可という規則でございませう。さらにたしか一年ほど前でございますが、その規則を制定いたしましたときに、現にそういう場所について、一定期間の猶予期間を設けまして、たしか現在まだその期間内に入つておるのじやなからうかと思つておりますが、その期間を過ぎますれば、あらためて許可対象として取り扱ふわけですが、今日までの段階におきましては、まだ猶予期間内に入つておりますので、この前ごらん願ひましたやうなところにつきましては、そ

の広告をしておる人、あるいはその広告をさせておる何と申しますか、電柱とかあるいは建物等を持つておる側、こういう者と個別に話し合ひをしまして、いわゆる文字通りの行政指導で着手いたしまして、現段階におきましては、従ひまして法的な許可を基礎にしてやるというよりも、むしろそういうふうな法令の根拠を基礎にしながら、行政指導という格好でまだやつておる段階でございませう。正規にそれが、在来つられておる広告物に對し、まして効力を發揮するのはもう少し期間がかかるのじやなからうか、私ども今手元に資料を持つておりませうので、明確に年限のほどを記憶いたしておりませうが、そういう段階のものでございませう。

○川村委員 わかりました。今の電柱に張つたり何かする広告物、こういうものは七十七条の第一項の二号に入りますか、入りませんか。

○木村(行)政府委員 今度の法案におきましては、私どもの一応立法過程におきましては、私どもの一応立法過程におきましては、七十六条の第二項の「何人も、信号機又は道路標識等の効用を妨げるやうな工作物又は物件を設置してはならない」ということで、信号機や道路標識の効用を妨げるやうな工作物なりあるいは物件というものを禁止行為といたして規制しております。

れとの関係はどういうふうにお考えになつておりますか。

○木村(行)政府委員 ただいまお答え申し上げたことを若干補足して申し上げます。大部分は七十六条の第二項の禁止行為で規制して参りたい。しかしそれはつきり、たとえば広告板のやうなものがございませう。それは七十七条の許可行為の第一項第二号に、はつきり広告板という文句が出ておりますので、これで規制すべきではないか。それから屋外広告物の関係は、先づ生御案内の通り、現実として都市美観、そういう観点から規制をいたして、危険防止、そういう観点でありますので、直接には関係はない、こういうふうに思つております。

○川村委員 わかりました。私は道路交通法がいわゆる道路交通に関する基本法という立場に立つて制定されたといふことであれば、この屋外広告物法等の法案にもやはりある点検討を加へられて、この法案に對して、道路交通という面から何か改正をする必要があるのじやないか、そういうふうにご意見を伺ふのです。屋外広告物は美観風致をそこなつていかぬというやうなことであります。そのすべは条例にまかせてあるわけですが、第四条を見ましても、いろいろと項目をあげてありますが、その中の道路という関係から見ましても、いわゆる禁止制限の道路の項には、「道路、鉄道、軌道、索道又はこれらに接続する地域で、美観風致を維持するために必要があるもの」として当該都道府県が指定するもの、こう示しております。このように道路交通というものは非常に重大な問題となつて

きておりますから、こういう広告物の規制に関する法律をいさしく検討して、そして道路交通という面からこの屋外広告物等の規制を考える必要があるのじやないか。ただ美観をそこねるなどというやうなことでなくて、そういう必要があるかと思ふのですが、これについて検討をなさつたのでございませう。ちよつとお聞かせ願ひたい。

○前田説明員 屋外広告物法は建設省の主管でございまして、先生の御指摘のやうに、内容は、制限または禁止に關する事項は地方公共団体にほとんど全面的に任せておられますので、最近各地に乱立する広告につきましては、規制が、地方で区々でありまして、場所によりましては相當な成果をあげておるところもございませうけれども、また場所によりましては非常に乱雑に流れ、美観風致を害することはもちろん、ただいまお話しのように交通に對し、ましては障害が出ております。これに關連いたしまして、建設省では数年来この屋外広告物の規制といふことを第一に考えまして、各方面の権威者の御意見を聞きながら検討を進めております。まだ結論は出ておりませうけれども、現在の現行法の体系のもとにおいて規制すべきものは規制する、あるいは場合によつては法律改正に持つていかなければならないというやうな観点から、総合的な検討を加へつつあるのでございませう。

○川村委員 検討中だといふことでありますが、検討なさる場合に、私としては、やはりどうしても道路交通の面から考えていたのだいて、道路交通に支障のある、防害となるやうな広告物等は設置させないやうにする必要がある

のじゃないかと思っておるわけです。そこで先ほど警察当局の話では、七十六条の二項に含めて考えておると言われましてけれども、これだけの文章で広告物等を取り締まってくるといふことは、大きな問題が出てくると考えておるのです。これはやはり警察当局も、建設省等と十分折衝なさって、道路交通法の中に、広告物が道路標識や標示を妨害するようなものは設置してはならぬというふうなことをはっきりやりやうたい込めるように処置される必要があると思ふのです。局長、その点はいかがですか。

○木村(行)政府委員 ただいまの点につきまして、一応われわれ警察の側におきましては、いろいろ研究しました結果、道交法には、先ほど申し上げましたように、禁止行為で、交通を妨げる工作物や物件を禁止する、また場合によっては、七十七条の広告板の場合には許可をするというふうなことで、それが一応の限度ではないかと思ひますけれども、それ以外につきましては、ただいまお話がありました点につきましては、すでに建設省に對して、屋外広告物の改正にあたりましては、交通の観点から、あるいは交通の円滑化というふうな観点からぜひ研究していただく、早く改正してもらいたいというところは、すでに申し入れをいたしております。

○川村委員 やはり道路交通法が基本法だといふお考えに立っておられるならば、そういう面に手ばかりのいいようにやってもいいかと思ひます。東京都区内に常に出ておられます運転手諸君に言わせると、どこは一方交通だ、あるいはこのスピードは幾

らだ、大体わかると思ひますけれども、おそらく東京都内には、周囲の府県から相当数やはり運転者が毎日入り込んでくると思ひます。そういう人たちが入って参りますと、この繁雑な市内において、一々交通規制の標示を見分けていくというふうな困難があると思ひます。そういうものが自然とスピードを間違えたり何かして、思わぬ事故を起こすというところを考えると、どうしてもやはり広告物というものは、特に必要な場所においては十分規制ができるというところを考えると道路交通法の一つの任務じゃないか、私はこゝろ思ひますので、建設当局と十分研究して下さることで、建設当局も、そういう風致美観ということも大事でありますけれども、やはり今日の重要問題でございまして道路交通法の問題から屋外広告物等の規制を考えてもらう、こゝろいふにぜひ御配慮をお願いしたいと考えておるわけでありまして。

それからスピード違反の問題はおそるべき問題であります。私といたしましては、これはまるきりしろうとでありましてわかりませんけれども、今日の日本の自動車の車両の構造そのものをやはりもう少し考える必要はないか、こゝろ思ひますので、運輸省の業務部長さんにお尋ねいたすわけでありまして、私は自動車のハンドルを握ったこともありませんし、機械がどうなっているか全然知りません。ただし、われわれの見たり聞いたりする場合は、第一におおるべきものは、結局過速運転あるいはそれが原因であります。居眠り運転あるいは酒を飲んだめいいて運転、こゝろいふものが今日非常に大きな事故を起こし

ておる。しかもその事故は大体スピード違反に連なっております。であります。こゝろいふことは、こゝろいふにしろうとながら察するわけです。酒を一杯い飲んでいい気持で運転しておる、運転しておるときには、自然心理的影響で知らず知らずの間にスピードが出ていく。そのスピードが出ていくのを過労あるいは酒を飲んでいゝために十分自分でわからぬ。大体四十五くらいで走っておるだらうと思つておつても、思わず下のベタルか何かを踏んで五十あるいはそれ以上のスピードで走っているかもしれない。そういうふうなことがあつてスピード違反あるいは思わぬ大きな事故ということが繰り返されておるのじゃないか、こゝろいふにわれわれは思ひます。そのようになりますと、これはやはり何か車の構造に規制を加えておくという必要があるのじゃないか。これはしろうとの意見でございまして、十分聞いて検討して下さい。と申し上げますのは、できるかどうかわかりませんが、四十五から四十五のスピードをこえた場合には車の中でブザーでも鳴るようなことしかけはできません。とつてなようなこととすけれども、そうすると今の運転者にある程度の注意の喚起ができる。もう一つは、速度を切りかえる場合に、たとえは四十五から四十五、四十から四十以上は、何か操作をして切りかえなければ、どんなにやってももうスピードは出ない。それを切りかえたから六十でも七十でも出るけれども、切りかえるところを構造において規制していく、こゝろいふようなことは一体できないものでしょうか。これは運輸省の方がおられましたら、運輸省の方

からもお聞かせ願ひたいと思ひます。

○梶本説明員 ただいまお話しのように、めいてい等の場合に気が非常にほがらかになるというか、気が大きくなつてスピードを出し過ぎて、それによつて事故が起こるといふようなことも私はあり得ないことではないかと考へております。しかしただいまお話しのように、車両そのものの構造上、スピードを出し過ぎた場合に何らかの方法で運転手自身に注意を喚起するといふふうなことができないかどうか、ちよつと私自身その辺の技術的なことはわかりかねますので、先生のお話のありましたことを、歸りまして運輸省の自動車技術屋にその話をさつそく伝えてみたいと思ひます。鉄道の方は御承知の通りオートマチック・ストップ・マシンというのがある。まして、信号を無視して機関車が疾走した場合に自動的になると、地下鉄なんかにつけていゝような装置もございまして、あるいはまた今度の長距離広軌幹線においては、信号を無視した場合に運転手の目の前に機関車の内部で赤いランプがつくといふふうなことで注意を喚起するといふような方法も考えられ

ておる条件等を考へてみますと、この問題はいろいろの面から検討しなければならぬ問題ではなからうか、かゝるに考へますので、専門の技術屋にさつそくお話を伝えまして研究させていただきたい、かゝるに考へます。

○田中(榮)委員 関連して。ただいま川村委員から、スピードを出し過ぎたときに何か赤ランプかブザーが鳴らせ設備はどうかという大へん御名案が出たのであります。実は私のところへ昨年の夏ごろでございまして、ある業者がそういう設備で新案特許をとりまして、それを持って参りまして、これを一ツ検討してくれぬだらうかというので、警察庁の科学警察研究所の方へ持っていきました。内海さんちよつと御関係なすつたと思ひますが、これは警察庁の関係でなくて、運輸省の関係であるといふので、運輸省の運輸技術研究所の方へ持参りまして、担当の技術官にいろいろ御検討願つたわけでありまして、技術官としては、大体効果はあるだらう、ただこれを自動車の車両につけると、特に自動車使用者に對しても相当な負担をかけることにもなるので、その点は法令の根拠が何かないかと都合が悪いのではないかと、こゝろいふようなお話がございまして、それがために特に法令を改正するといふことは非常にむずかしいので、一ぺん運輸省側でも十分内々に研究してみようといふことがございまして、その当時私は、しからば實際生産をして、実用的なものにして、各自動車に備えつけさせるためには、相当な費用がかかるかと言ひまし

たところが、大した費用はかからないのです。スピード違反で出し過ぎた場合には、何か赤ランプかブザーが鳴りまして、すぐ取り締まりの警察官にもそれが外見から確認できるような装置になっておるといふことでござい

ます。たまたま今川村委員からそういうお話がございましたので、実際そういう装置が現在研究されておりますので、その点はもう一回技術研究所の方に御相談になりまして、はたしてそういうものが効果的かどうかということをお検討願うていただきたいと思

います。○内海説明員 補足いたしました。今田中先生からお話ございました点、私確かにお受けしております。在来、ここ数年私どものところに約二十件ほどそういうふうな発明というの、それぞれ紹介されて参りまして、いづれも警視庁、私どもの方の研究所及び神奈川県に委託いたしました実験をいたしました。それらにつきましては、そのうちで特に数種類につきましては、そのことだけに關しましては、相当効果のある発明も行なわれております。それで難点は、先ほど先生のおっしゃいました、これを法的にどう義務づけるかということになりますと、やはり自動車性能を一そう向上させるという観点とやや反するといふほどではござい

ませんが、若干チェックするよるな格好になりまして、なかなかむずかしい点もある。それから値段につきましては、私の記憶に間違いのない限りは、最低たしか三千円くらいな費用で着装できるといふふうなものも申し込んできた中にはございました。それが直ちに効果があるかどうかというこ

とについては記憶がございません。なお、現に警視庁におきましてそれを装着して現在も運行させておる実験車もござい

ます。○川村委員 業務部長さんの方は、そういうのはどうもよくわからないというお話ですが、今だんだんお話を聞きますと、やはりそういう案を持つておる諸君がおられるらしい、また研究もなさつておられるようであります。外国は、私全然知らないのですが、外国にはそういう車はありますか。警察の方は御存じないですか。

○内海説明員 二、三法的な面から、それから実態の面から、私調べた経験はござい

ますが、スピードを抑制するといふのは寡聞にして私承知いたしたところではないのであります。ただそれ以外に安全設備を設けるというふうな例はあるようにも聞いておりますが、スピードだけを規制するといふ装置をつけておるといふのは、具体的には私承知いたしておりません。

○川村委員 くだくなりですけれども、やはり一番こわいのはスピード違反、特に事故の大半を占めておるし、第一位なんです。その事故の中には、いわゆる製造会社の宣伝をうのみにして、違反と知りながらスリルを満喫するといふやり方で事故を起こすといふこともあると思うのです。ところが、やはり過労運転あるいはめいてい運転等、知らず知らずの間にスピードを出し過ぎて思わぬ事故を起こすといふことが非常に多いと思ふ。そういう点から考えていきますと、今日日本の進んでいる技術からすると、保安設備といふか、そういう面を自動車の中に取りつけることは不可能ではないと私

はしろうとながら思ふのです。先ほど申し上げましたように、どういふことが生まれて参りますかわかりませんけれども、いい気持ちで運転しておるときに、ある一つの限度を越えたらブザーが鳴るとか何とかで、あつと運転者が注意を喚起する装置をつけてくれとか、あるいは四十五なら四十五以上のスピードを出そうと思ふときには、機械を切りかえなければならぬ。そういう装置でもしておいて、四十五まではずつと出ていきますけれども、それ以上は切りかえなければならぬといふことになつておきますと、必要なとき

には切りかえなければいけませんから、そういう装置ができると、案外スピード違反といふものの、あるいは運転者乗客そのものの生命を守るという点から、私非常に効果があるのじゃないか、こう考えるのです。そういう点は一、自動車業の諸君にも十分研究するように指導してもらふ必要があるのじゃないかと思ふのです。でなければ、今日のあゝいう自動車の製造業者の人たちが宣伝一方で売りつけておるといふような状況等を考えると、やはりそういうところに一つの行政指導と申しますか、そういうものが大事になつてくるのじゃないか。車両法等にはいろいろな自動車の装備等が書いてありますけれども、その中にそういう保安設備と申しますか、保安設備といふものをつけ加えていくように一つ早くに実現してもらいたいと思ふのです。どうですか、近いうちにやれそうだと何かが望みはありますか。これは内海さんでもいいのですが、見通しはいかがでし

よう。○内海説明員 もつぱら車両の構造、装置の問題でござい

ますので、運輸省の方において御検討願うなければならぬと思つております。しかし、私先ほど申しました第一線における実験ではある程度効果があるという点は考えられますが、反面、車両保安の観点等から適当かどうかといふふうな専門的な検討も必要であらうと思ひますので、先ほど業務部長からお答えのありましたように、運輸省の技術研究所等で十分検討をされた上で御決定を願ひなければならぬかと思ひます。ただ私しばしば考えますのは、法律上義務づけます場合に、例は悪い例であります

が、その取り締まり目的だけを強調いたしますと、ネコに鈴をつけさせるような結果にもなりまして、運転する方からはなほだ不評判になる点もあ

りますので、そういうふうな面におけるいわゆる世論の問題も十分考慮を合せて決定していく必要があるのではないかと、こゝういふふうに考えます。

○川村委員 私はこつぱなお尋ねをしておるようですが、われわれしろうとから見ても、今日の状況では、やはり自動車の構造の上から何かそういうものが必要じゃないか、こゝう考えられてならないので、どうぞ運輸省におきまして一つ研究していただきたいと思ひます。

○榎本説明員 御趣旨はよくわかつております。決してこつぱな御意見とも考えておりません。十分に研究させていただきますかと思ひます。

○川村委員 私、今提案されております道路交通法案をずっと考えながら、この委員会が決議されました交通事故防止に關する決議の趣旨に従つて今二

点ほどお尋ねして参りましたが、あと三、四点お尋ねしてみたいと思ふのであります。時間が大へんたつておりますので、明日委員会がござい

から考えても非常に緊急な問題ではないかと思っております。ただ単なる道路交通の面からではなくて、これはたびたび青少年補導の問題でも、犯罪防止の問題でも出た問題であります。犯罪を防止するという面から考えても、これは非常に大きな問題である、また大切な課題を解決する方法ではないか、こう考えているのですが、この点について一つ御意見を聞かせたい。

○木村(行)政府委員 ただいまの問題は、防犯の關係と、それから道路上の交通安全、危険防止という観点、両方から非常に大きな問題で、確かに世論としてはたびたび強く要望されておりました。防犯の観点におきましては、關係省といろいろ折衝して、できるだけ街路の照明を多く設置してもらい、あるいは税金の關係でも軽減してもらい、あるいはそれぞれの公共の団体で設置するというようなことをいろいろやっておりますけれども、根本的には、やはり道路管理者の側の問題ではないかと思っております。それからお答えをいたします。

○前田説明員 道路の街灯につきましては、道路の管理者が道路の効用を発揮するために設けておられますが、特に市街地において必要な個所、あるいは橋梁について、またはトンネルに設けておられますけれども、今先生のお話のように、地方におきましては、まだそういう点について十分な程度になつておりませんが、できるだけ交通の安全のために、道路を維持管理する上からも、街灯をつけるように今後努力していこうと思っております。

○川村委員 私も、今の街灯問題、街路照明等の問題を、この道路交通の中に盛り込むということは困難だと実は思ふのですが、たとえば公安委員会等が道路管理者に対して、これこれ必要な個所については街灯を設置すべきである、こういうような指示を出す、そういうことは不可能でございますか。これは建設省としては、どういふふうになるでしょうか、一つお聞かせいたしたい。それから警察の方も、それはちよつと行き過ぎだと思へば、そのか、やろうと思へばできるのか、その辺のところをちよつと聞かせておいていたしたい。

○前田説明員 ただいまお話の指示という意味が、私明確にあるいは法的な強制になるのかよく理解いたしかねますけれども、公安委員会の方から、適当な個所について街灯を設けるようにという御要請があれば、道路管理者におきましては努力すると思つて、ただ道路につきましては非常に予算もかかりますので、道路管理者といたしまして、この場合、街灯をつける場合の道路管理上の緊急性、あるいは舗装をし、あるいは道路を改良する場合の重要性といふことを考えまして、直ちに公安委員会の御要望の通りに街灯をつけるかどうかは、ちよつと私も考えておられますけれども、極力今のお話のように、道路交通の安全のために街灯をつけていくという気持を持っておりまして、そういう点からできるだけ今後努力をいたしたいと思つておられます。

○木村(行)政府委員 ただいまの問題につきましては、現実におきましては、たとえば私も第一線でいろいろ体験いたしましたけれども、公安委員会がそれぞれの具体的な個所を調査いたしまして、非常に犯罪が多い、あるいは風紀上の問題が多い、あるいは交通の事故が多いというふうな、具体的に暗い道路環境などにつきまして調べまして、それぞれの公安委員会からそれぞれの道路管理者に、これは設置してもらいたい、またあるいは關係の方面に要望しておるといふことは具体的にやっております。しかしそれを法的に根拠を置きまして、公安委員会がそういう場合に指示するといふようなことについては、若干いかにかと思つております。しかし交通事故を防止する、あるいは交通安全、円滑をはかるといふことは、非常に關係の向きが多うございまして、たとえば道路行政なり、建築行政なり、あるいは消防行政なり、万般關係いたしますので、それぞれの行政官庁におけるそれぞれの法規におきまして、できれば公安委員会の意見を徴する、あるいは協議して、法的な改正なり、あるいは足がかりを作つていただきたいといふことは、たびたび要望いたしておるわけでござい

ます。

○川村委員 建設省の方にちよつと聞きたい。今、既設の街灯の電気料金といふものはどれくらいでござい

ますか。

○前田説明員 相当広範にわたるものでありますので、ただいま調査の資料を持っておりません。

○川村委員 これは直接は通産關係でしよ、どつちの方でやっておりますか。

○前田説明員 道路管理者が設置しております電灯料につきましては、道路管理者から電気会社に払つておると思いますが、電灯料についての調査は多分まだ私の方では調査しておりませんので、あるいは正確な数字が出るかどうか疑問でございます。

○川村委員 私の手元にある資料がはたして正確であるかわかりませんが、三十四年の上半期の定額電灯料金が十一億八千万円になつていて、そのうち電灯料の総計が三十四年の上半期が五百八十八億二千万、こういうことになつておりますので、大体二割というのが定額電灯料の料金になつていて、この料金は、大体御承知の通り町内会が負担しておるといふやうな形で全部納められておるといふのです。私たちは、こういうやうなものに問題があると思つておりますけれども、この点を考えて参りますと、この電灯料そのものを少し電気会社等は考慮する必要があると思つて、これは一つ問題は別にしまして、建設省とされまして、街灯を設置する場合に、今の交通安全といふこと、防犯といふやうな見地から、必要な街灯を設置するといふことになれば、その費用の負担といふことは、これは十分検討して参らなければならぬと思つて

います。国道の場合にはどうなる、県道の場合にはどうなる、市町村道の場合にはどうなる、あるいは一般の公園等の場合は負担といふことは、これは研究しなればならぬと思つて、これは非常に重要な問題がわが国の大きな一つの政治的課題になつておりますので、今回

このやうな大きな法案も出てきたわけで、そうすると、ただ都市部におけるところの装飾といふことだけで考えないで、道路交通の安全あるいは円滑、こういう面から考えると、やはり全国的に見渡して必要な街灯を設置させる、こういうことは、私は当然建設省としても取り組んでいただかなければならぬ問題だと思つて、いかがでございましょう。

○前田説明員 道路の改修あるいは新設する場合におきましては、街灯を場所によりまして、ただいま申し上げましたように、橋梁なり、特に交通のひんばんな街路等についてはもちろん補助の対象にしておりますけれども、現在ある道路につきまして街灯だけを設けるということにつきましては、これは道路管理者の負担になつております。道路管理者におきましても、必要に応じてやっておりますけれども、全面的に街灯を整備するまでに至つておりません。しかし、できるだけ財政の許す限り、ただいまお話しのような趣旨もございまして、街路の整備につきましては施行したいと考えております。

○川村委員 元來街灯を設備するといふやうなことは、しかも私が申し上げておる街灯といふのは、先ほどからたびたび申し上げますように、交通の安全を期する、それから防犯とかいう意味合いを含めまして、そういうふうな国民大衆の生活に不可欠な街灯を設置するといふねらいなんです。これに現在法的な根拠がないのじやないかと私思つておりますから、そういうやうなことを建設省では現在まだ検討された

ことではないだろうと思うのですが、いかがでございますか。全然検討せられておりませんか。

○前田説明員 街灯につきましては、道路上に道路管理者が設けるものは、これは道路に関する規定を適用し、必要な場合に助成する道は道路法に出ております。しかし道路のうち特に緊急を要するものは、先ほど申しましたように、道路の改良なり、あるいは道路の新設、舗装、そういう点になってきますので、街灯につきましては、特に緊急を要するものにつきましては道路管理者が現在設置しておりますけれども、道路交通に支障のない程度に全国的にやりますと、道路管理者に對しても相当な負担だと思っておりますので、その点につきましては、道路管理者におきまして十分検討しておると思ひますけれども、特に国の方におきまして、街灯の設置のために特別の助成をするという段階にまで至っておりません。

ばならぬという考えはないのかどうか、あるいはそういうようなことが現在ではできないから、何か法的な措置でも講じなければならぬというふうな御研究をなさったことがあるのかどうか、その辺をちょっと聞いておきたい。

○川村委員 私がお尋ねしたのは、現在道路管理者が必要によって設置しておるというその問題は別にいたしまして、私が申し上げておるような必要を認めて、何か設置しなければならぬというふうなそういう法的措置はないと私思うのですが、その点は検討されたことがございますかということなんでしょう。今、管理者が必要によって街灯を設置しておるということはあると思うのです。それを建設省なら建設省が国全体を見て、今の道路交通の安全、国民の生活に不可欠な街灯等について、防犯の見地に立って、交通の安全、交通の危険を防止する、こういう点から見ての街灯の設置をやらなければならぬというお考えはないのかどうか、あるいはそういうようなことが現在ではできないから、何か法的な措置でも講じなければならぬというふうな御研究をなさったことがあるのかどうか、その辺をちょっと聞いておきたい。

○前田説明員 街灯のうち道路管理者が設置いたしますもの等については、先ほど申し上げましたが、それ以外に商店街あるいは防犯協会その他で任意に作っておりますものは、これは道路法上は道路の占有物件といたしまして、道路行政の面から、道路上に街灯を設置すべきである、あるいは一定の場所に設置されなければならぬというふうな規定を置くことにつきましては、道路法で許可観点、あるいは道路建設という面から、道路の維持管理という面から見て、あるいはそういう法案ができるかどうか。むしろ違った観点から、防犯なりあるいは交通の方の観点から考へるべきで、道路法の観点からは、今まで私どもの方では検討したことはございません。

○川村委員 実は私たちは今の問題で非常に切実な気持を持っていて、今道路交通法が提案されまして、私も道路交通法の中にすぐそのまゝ、たとえば公安委員会の指示、命令によって、道路管理者は必要な個所に街灯を設けなければならぬ、そういうことができるのかどうか、それはもちろん私も疑問に思っております。しかし、何らかの形でやらなければ、今回の道路交通法が一つの道路交通に関する基本法だという大前提のもとに立つてできた以上、そういうようなことを完備しなければ、やはり道路交通の安全、道路交通の危険を少なくするという目的が達せられないのじゃないか、こう考へているわけです。そこで今私たちの街灯整備促進法案というものを実は作っているわけですが、これは一つ皆さん方に後日提案いたしますから十分御検討願いたい、このように考へております。

それからその次の第四点でございます。少し問題がこまかになると思ひますけれども、対面交通の問題についてちょっと所見を聞いておきたいと思ひます。今まで対面交通ということがとられてきたわけでありまして、今度の法案でもそれははっきり規定されております。ところが、まだまだ世間には、右側通行がいいのか、左側通行がいいのか非常に迷っている人が多々います。そこでこの際、やはり警察当局は右側通行がいいのだという根拠を国民に示してもらふ必要があると思ひますので、その点をまず明らかにしておいていただきたいと思います。

○木村(行)政府委員 対面交通そのものにつきましては、これは欧米各国ほとんど交通の幅狭している国におきましては、この対面交通という原則をとっております。いわゆる歩行者が、向こうから対面して走って参りますところの自動車に對しまして、目と目と両方事で事前にいち早く、しかも正確に危険を予知してそれを防いでいくというふうな意味からいたしまして、対面交通そのものは一つの定則といひますか、交通ルールの基本的な定石ではないかと思ひます。ただ問題は、歩行者は右側を通行する、車は左側というところ、あるいは逆に車は右側、歩行者は左側というふうな通行の区分そのものについてはいろいろ問題があらうかと思ひます。この問題につきましては、対面交通並びに歩行者の右側通行というところについて施行いたしました昭和二十四年以来、私たちの方におきましては、対面交通及び右側通行といふものについて周知徹底ということ、いろいろな場合を利用いたしまして、またいろいろな手段を利用いたしまして、相当努力いたして参つておるわけでありまして、御案内の通り、必ずしもこれが十分に満たされていないというところが考えられます。しかし、これをさらに道交法の改正にかみまして、対面交通そのものをやめるといふことは私たち全然考へておりませんし、また歩行者の右側通行につきましても、左側のもにに戻すといふことについても、これは戻すにいたしたとしてもいろいろな条件がありまして、たとえば乗合バスの出入口を變えるとか、信号機の位置を全部變えるとか、あるいは路面電車のレールの切りかえ装置を變えるとか、いろいろな問題がたくさんからみまして、これらに要する費用がまことに莫大な数字になります。従いまして、対面交通を堅持しつ

つ、しかも二十四年以来実施して参りました歩行者の右側通行につきましては、この際さらに周知徹底して、長い目で歩行者の右側通行の習慣を築き上げて参りたい、こういうふうに考へておるわけでございます。大体比較的若い部層の面におきましては、右側通行をだんだん守つてきています。また学校教育などでも非常に根気強くいたしておりますので、若い部層における右側通行の順守は相当進んできておるのではないかとと思ひます。従いまして、今後五年、十年というふうに日にちをかけていけば、右側通行についてもだんだん習慣が築き上げられていくのではないかとと思ひます。昨年の九月の下旬、内閣審議室において調査いたしました世論調査におきまして、相当多数の部層の、若い部層から年寄りの部層に至るまで、いろいろな部層の数千人の人を対象として世論調査をいたしました。その世論調査の中で、道路交通に関する世論調査をいたしましたのであります。あなたは道を歩く場合、右側を歩く場合が多いか、左側を歩く場合が多いかというところを、端的に聞いた調査でございます。それによりますと、その対象の六七％は、すなわち七割近くは、自分は右側を歩く場合が多い、こういうふうに答へてゐる。左側が多いというふうに答へたのが一％でございます。どちらともきまっていけないというのが二％でありまして、大体右側通行というものが、きわめて徐々であるけれども、逐次守られる方向にいつているのではないかとと思ひます。

○川村委員 状況は今お話しした通りだと思ひます。ところが今度の法案で見

にということでも要望いたしたわけでございます。その要望に基づきまして、国鉄におかれましては、各地方の鉄道管理局長に対しまして、法の改正になった内容を紹介し、同時に従来駅の構内におきまして歩行者を指導する場

はもう少し検討しなければなりません
が、実際そういう見方をいつもしてお
るのです。あの場合はかえって右側通
行がいいのであって、ああいう環境に
おいては、いつも右側通行の訓練をす
るという環境を作ることが必要
じゃないかと思う。ところが、ああい
う東京駅やいろいろなところに行きま
すと、ここは左側通行でございませう
というのが非常に多いのですね。第一会館
に入ると、左側通行と書いてある。
ところがよく研究してみますと、あ
れは左側通行でなくとも、けつこう
右側通行がいいのです。こういうこ
とを考えて参りますと、そういう点で
皆さん方の交通面の指導啓蒙とい
う点から、いろんな点で協議をして下
さなければならぬ点が多いのです
が、一体それらについてどういう手
打って下さっておるのか、あるいは

この後どういう手を打とうとお考えなさっておるのか。そういう点は一十分お考えいただかなければならぬと思うのですが、ちょっと御意見を聞いておきたい。

○木村(行)政府委員 対面交通が実施になりました二十四年の際に、一つの問題といたしまして、ただいまの駅の構内あるいは駅構内の道路の通行方法についての問題がありましたので、当時の国家地方警察本部から国鉄に要請いたしました。右側通行に切りかえられた法の改正に即応していただくよう

はないかと思います。これらに關しましては、参議院の地方行政委員会の審議の際においても非常に強く要望されまして、私たちの方におきましても、長官初め私たちが、できるだけ早い機会に国鉄の最高首脳部に對しまして具体的に問題をぶつけて参りたい、こういうふうに考えております。

○川村委員 大へん時間がたつておりますので、事ここまかに申し上げませんが、ぜひ一つ、万やむを得ないところはどうかと思ひ、右側通行にちゃんと整理される個所が非常に多いと私は見ておるので、この点はどうか一つ関係各省に十分手を打つてもらつて、特例中の特例は別にして、やはり右側通行ということが規定されておる以上は、それが実行できてわれわれの習性になるようにしてもらわなければなりません。私はそう考へるわけですから、この点は一つぜひあわせてお願いをしておきたいと思ひます。

大へん時間がたつてしまいました。が、あと駐車場の問題等二、三点お聞きしたいのでありますけれども、また後日に譲りまして、最後に一つ大急ぎでお尋ねしておきます。交通整理に当たつておられます警察官の人たちは非常に手不足だと私は見ておるのです。しかも私が聞いたところでは二時間交代ということがあります。これは東京の一番繁華街で警察官の人が二時間も立つてやるという事は、私は非常に苦勞だと思う。立つて交通整理に当たつて下さる警察官の人たちのいわゆる立つところの時間、これを短縮する必要があるということが一つ。もう一つは、あの整理に当たる警察官を思い切つて増員して、民衆の交通整理に専念してもらふということが必要じゃないかと思つております。ちょうど数日前、銀座の方面で信号灯が故障しておつた。青が出てこない。ところが黄、赤が順繰りにいきますもんですから、待つてゐる諸君が、もう赤が消えたので今度は青だろうというので、

がと出ると、そうじゃない、出ない。そこで混んでしまつてどうにもならない。おまわりさんが不都合なやつを一つつかまえて、お前何だと注意しておるもんだから、両方から入り組んでしまつてどうにも動きがとれない。おまわりさんでも、都合なやつをつかまえて一生懸命になつておるので全体の整理がでない。入り組んでしまつた大へんな状況を目撃したのですが、ああいう状況でありますならば、やはり二時間も立つて仕事を下さるというところはちよつと過勞じゃないか、少なくとも一時間交代くらいにする必要がある。こういうことを考へて、やはり交通整理の警官をある程度増員して、そして民衆の交通に協力してもらつて、こういうことが大事じゃないかと思ふのです。その点、何か現在検討されておられますか。

○木村(行)政府委員 まず第一に増員の関係であります。これに關しましては、御案内の通り警察官の一万名増員計画というものを警察庁で立てましたといふことで努力いたしました。三十四年、三十五年というのが、ある程度の増員を認められたわけでございます。この増員計画の一万名のうちの四千名は交通警察官の増員に振り向けるという計画でやつております。しかし、この四千名だけでは必ずしも私たちが十分ではないかと思ひます。具体的に言いますと、警視庁あたりでは、交通関係の警察官は千七百名でございますが、しかしこれは警視庁本庁に勤めておる者もありますし、それ以外のものを除き、また各署に交通関係の警察官がおりますが、これも署内

でいろんな書類を作つておる、いろんな企画をしておるという方もありまして、純然たる街頭に立つて交通整理に当たるという方は、千名になるかならぬかという程度でありまして、こういう程度ではなかなか十分ではないかと思ひます。従ひまして、今後増員につきましても、あらゆる機会に努力しまして、ことに交通警察方面における増員というものにつきましては、精魂を傾けて参りたいと思ひます。

それから、現実に交通警察官が街頭で二時間も立つて整理しているという問題であります。これは確かに御説の通り、あの目まぐるしい、あらゆる雑多な車両、雑多な歩行者が入り組んだ、しかも非常にスピード・アップされた現在の交通状況というものを現場でさばくというのは、非常な困難なものとと思ひます。二時間というものは、わば過勞になる。またそれからくる能率の低下、場合によっては気分がいらいしてトラブルを起こすといふこともあり得ないとも限らないのであります。そういう意味におきまして、一時間交代といふことが理想でありますけれども、現実の警視庁なり、その他大都会の警察署に配置されている警察官で、直ちに一時間に切りかえるといふことが可能かどうか大きな問題だと思ひます。しかしこの問題については、お話しもありましたので、私たちが積極的に研究して参りたいと思ひます。

○川村委員 私は本日、昭和三十三年四月に決議されました交通事故防止に關する決議に基づいて、全般的な御質疑を申し上げたのであります。まだあなたとお尋ねしておきたいことが数点ござ

います。また後日に譲ることといたします。これで質疑を終わりたいと思ひます。

私は本日、交通事故防止に關する決議の内容等の問題の敷点を拾ひまして、今度の道路交通法案の提案の趣旨に見合ひながら敷点をお尋ねいたしましたのでありますけれども、問題は非常に広範でございまして、十分当局もわれわれの質疑に対して誠意を持つてお答えいただいて、よりよい法案が作成されるように希望いたします。残余の質疑はまたいずれ機会を見てお尋ねいたしますと思ひます。本日はこれで終わりたいと思ひます。

○顧問委員長代理 本日は、これにて散会いたします。

午後一時十二分散会

地方行政委員會議録第二十二号中正

誤	正
ベシ段	行
四三	二 統計局にも 統計的にも
五二	二 輸送管理 輸送管理

地方行政委員會議録第二十三号中正

誤	正
ベシ段	行
二一	三 確に 確かに
四二	九 県道の一 県道の一部
八二	三 關連しこの 關連してこ
八四	二 備えつけな 備えつけな
九二	二 道路行通 道路交通
二一	三 自動車の中 自動車の中
二四	五 入口何人 人口何人

地方行政委員會議録第二十四号中正

誤	正
ベシ段	行
六四	二五 通産省なり 運輸省なり
六四	二五 通産省なり 運輸省なり